

## 北方町ふるさと寄附金協力企業募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度による町への寄附促進と地元特産品のPRや販売促進等との相乗効果を図るため、寄附者へお贈りするお礼品を提供する企業（以下「協力企業」）を募集します。

### 2 協力企業の要件

- ・町内に事業所がある法人、その他の団体、個人の方。
- ・町税の滞納がないこと。

＊ただし、上記の条件に適合しても、町が協力企業として適当でないと認めた場合は、登録を取り消す場合があります。

### 3 募集する商品

- ・町内で製造されている商品で、当町の魅力を体感できる商品。
- ・次のいずれかの区分の商品を提供できること。（商品金額には、商品代、消費税、梱包料、送料等が含まれます。）

区分	商品金額
A	3,000円程度のもの
B	5,000円程度のもの

＊単品のみならず、複数の商品の詰め合わせや季節限定の商品もご検討ください。

### 4 町の負担額

商品金額を町が負担します。なお、町負担額の上限は区分Aについては3,000円、Bについては5,000円となります。

### 5 協力企業のメリット

- ・町が作成するホームページ、チラシの他、ふるさと寄附金サイトに商品の画像、商品名、企業名等を掲載し、お礼品のPRを行います。
- ・お礼品発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品のPRが可能です。

### 6 申込方法、受付期間

別紙「北方町ふるさと寄附金協力企業申込書」に必要事項を記入し、添付書類とともに、北方町役場総務課まで提出してください。申込みの受付は随時行うものとします。

## 7 留意事項

・協力企業は、この事業の業務を処理するために知り得た個人情報を厳重に取扱うものとし、本事業の目的以外に使用してはならないものとし、お礼品に同封した自社パンフレットにより、改めて寄附者から協力企業へ商品購入申込み等で知り得た個人情報は対象としません。

・協力企業は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については町に報告するものとし、また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。

・協力企業は、あらかじめ申込みした商品を変更・辞退する場合は、速やかに町へ報告し、承認をうけるものとし、

### 【申し込み・問い合わせ先】

〒501-0492

岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

北方町役場 総務課 ふるさと寄附金係

TEL : 058-323-1111 FAX : 058-323-2963

メール : [soumu@town.gifu-kitagata.lg.jp](mailto:soumu@town.gifu-kitagata.lg.jp)